信を行う無線局及びデジタルＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、ＰＨＳの陸上移動局、ＰＨＳの基地局、ＰＨＳの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びＰＨＳの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

［一～三　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

［ア～ク　略］

ケ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の６の12第１項に規定する無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　基地局

A　空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この別表において同じ。）がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超えるもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超えるもの　$(0.05\times f\times 10^{-6}+12)$ Hz

B　空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　$(0.1\times f\times 10^{-6}+12)$ Hz

［一～三　同上］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

(1)　［同左］

［ア～ク　同左］

［新設］